

# 出来形の評定について（ばらつき評価の運用）

名古屋市緑政土木局

名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要領において、出来形管理を測定値のばらつきにより評価する際には、以下のように運用するものとする。

## 1 評価対象

名古屋市緑政土木局請負工事施工管理基準に定めるものとする。

## 2 評価方法

### 2. 1 標準的な評価方法

ばらつきは、設計値を基準として規格値の上限値と下限値のそれぞれ 50% 値または 80% 値の範囲内に、測定値の 9 割以上が収まっているかを評価する。

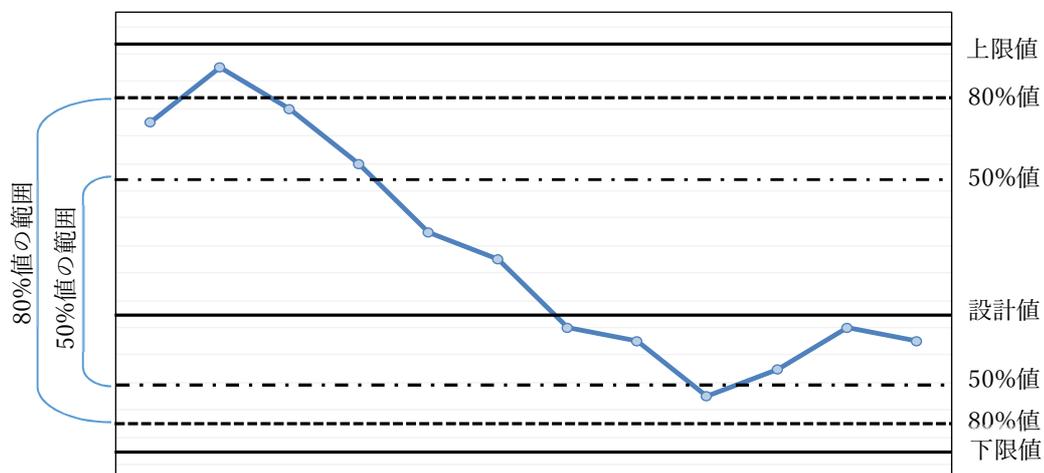


図1 ばらつきが80%以下と判断できる例

## 2. 2 規格値に上限値がない場合の評価方法

規格値に上限値がない場合は、下限値の符号を入れ替えて上限値を設定し、2. 1と同様に評価するものとする。(図2 ①)

なお、舗装工と塗装工の厚さを評価する場合において、測定値の平均値が設計値以上である場合には、平均値を基準とすることができるものとする。その際、上限値と下限値は、平均値と設計値の差だけスライドする。(図2 ②)

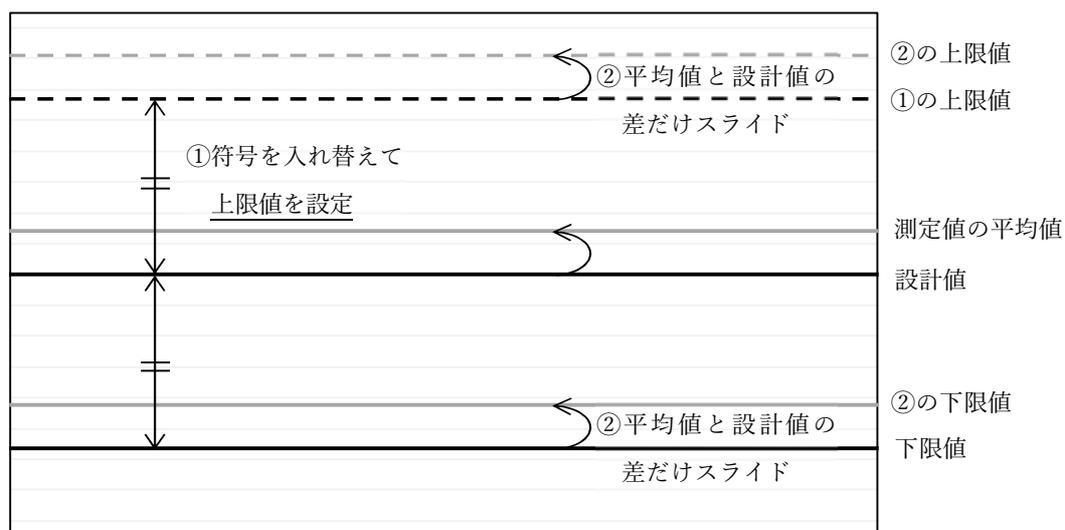


図2 規格値に上限値がない場合の評価方法の例

## 3 その他

- ・ 提出様式は名古屋市緑政土木局請負工事施工管理基準に定める出来形管理図(様式2-5、もしくは様式2-6)とする。
- ・ 出来形管理図を作成する項目については、施工計画書の提出時に監督員と協議するものとする。
- ・ ばらつき以外の評価要素が認められる場合は、別途考慮できるものとする。